

定 款

名古屋電機工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、名古屋電機工業株式会社と称し、英文では、NAGOYA ELECTRIC WORKS CO., LTD.と表示する。

(経営理念の実践)

第2条 当会社のめざす姿勢を次のようにする。

- (1) 当会社は、創業から続く不変の価値観である「正々堂々」をよりどころに、安全・快適で豊かな社会の実現のために、つねに名古屋電機工業の歩む道<NEW(NAGOYA ELECTRIC WORKS)WAY>を探求し、新たな価値を提供することをコーポレートミッションと定め、得られた利益を将来の成長投資および、すべてのステークホルダーに還元するために、長期的な視点を持って継続して利益を得られるように成長し続ける。
- (2) 長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するためにソリューション創出型企業への進化を目指し、他社との連携、オープンイノベーションの活性化を通じて、社会的課題の解決を図る。
- (3) 株主の皆様・国内外のお客様・取引先の皆様・地域社会の皆様・従業員等すべてのステークホルダーの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。
- (4) これらの浸透と実践を通じて、資源循環型・自然共生型の社会、持続可能な社会の実現に貢献する。

(目 的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 工業用電気機器および交通管制保安装置、ならびに電子応用装置の製造販売・リースおよびレンタル
- (2) 建設業の施工、設計および監督業務
- (3) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第4条 当会社は、本店を愛知県あま市に置く。

(機 関)

第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、14,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。
ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡す数の自己株式を有していない場合は、この限りでない。

(基準日)

第12条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第14条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 20 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

- 第 21 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(買収への対応方針)

- 第 22 条 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）に関する事項（当該対応方針に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当会社は、当該対応方針に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 23 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第 24 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 25 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

- 2 前条第 2 項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 取締役の報酬および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の免除)

- 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第37条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

- 第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規程)

- 第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

- 第42条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会等の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第66期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成 8年	9月 27日	改定
平成 8年10月	14日	改定
平成 9年	6月 23日	改定
平成10年	6月 23日	改定
平成12年	4月 3日	改定
平成14年	6月 27日	改定
平成15年	6月 27日	改定
平成16年	6月 29日	改定
平成18年	6月 29日	改定
平成19年	6月 28日	改定
平成21年	6月 26日	改定
平成26年	6月 27日	改定
平成27年	6月 26日	改定
平成30年	6月 27日	改定
2021年	6月 23日	改定
2022年	6月 23日	改定
2023年	6月 23日	改定
2024年	6月 25日	改定